

定 款

特定非営利活動法人 消費者ネットみやざき

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人消費者ネットみやざきという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般消費者に対して、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動を行い、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図り、もって消費者の権利の保護・実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② 環境の保全を図る活動
- ③ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ④ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑤ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑥ 消費者の保護を図る活動
- ⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達するため、次の事業を行う。

- ① 事業者・事業者団体の不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を図る事業
- ② 消費生活に関する情報の収集、分析、評価及び提供事業
- ③ 消費生活に関する消費者の被害の防止、救済及び支援事業
- ④ 消費生活に関する消費者・事業者に対する啓発及び教育活動事業
- ⑤ 消費生活に関する意見の表明又は提言事業
- ⑥ 他の消費者団体・関係諸機関との支援事業
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第6条 この法人は、前条の事業のほか、次の事業を行う。

出版物の作成販売

- 2 前項に掲げる事業は、前条に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、収益を生じた場合は、前条に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動に積極的に関与して推進するために入会した個人又は団体。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体。

- 2 前項にかかわらず、必要により理事会においてその他の会員の種別及び会費を定めることができる。

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったときは、その者が第7条第1項に掲げる条件に適合することを確認した上、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、入会を認めない場合において、その者が申入れをしたときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会及び会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 正当な理由なく、継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、全理事の4分の3

以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款若しくは総会又は理事会の定める規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他公序良俗に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、理事長を1名、副理事長を若干名とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあってはその代表者）の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員、その配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 役員のうちには、法第20条第1乃至6号、消費者契約法第13条第5項第6号イ、ロ、ハに該当する者がいてはならない。

5 理事の数のうちに占める特定の事業者（消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業者を除き、当該事業者との間に発行済株式の2分の1以上の株式の数を保有する関係その他消費者契約法施行規則で定める特別の関係のある者を含む。）の関係者（当該事業者及びその役員又は職員である者その他の消費者契約法施行規則で定める者をいう。）の数の割合が3分の1を超えてはならない。

6 理事の数のうちに占める同一の業種（消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業者を除き、消費者契約法施行規則で定める事業の区分をいう。）に属する事業を行う事業者の数の割合が2分の1を超えてはならない。

7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(理事の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、法令、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業

務を執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第17条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けるときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(総会の構成と種別)

第22条 総会は、この法人の最高意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(権能)

第23条 総会は、法及び定款で定める事項のほか、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任並びにその職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除く。第42条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 理事会から負託された事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回、前事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに会員に通知を発送しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員数の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の有する表決権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第52条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。議決の内容が、特定の事業者若しくは事業者団体（以下「事業者等」という。）の不当な事業活動に対する是正を図る行為その他一定の行動を決議するものである場合は、当該事業者等の関係者（役員・使用者若しくは株式会社にあつては持株上位10名以内の株主）並びに当該事業者等から業務を受託若しくは受任している者は、この特別の利害関係を有する正会員に当たるものとする。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人が、議長とともに署名押印又は記名捺印しなければならない。

3 前2項の規定に拘わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により、同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事

録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 差止請求関係の業務の執行にかかる事項
 - (4) 委員会その他の組織構成及び委員の任命に関する事項
 - (5) 事務局の組織及び業務に関する事項
 - (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 前項第3号の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の議決については、理事及び理事長その他の者に委任できない。

(理事会の開催)

第33条 理事会は、毎事業年度3回以上、理事長が招集して開催する。

- 2 理事長は、理事会を開催する必要があると判断したとき、理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき及び第16条第5号の規定により、監事から招集の請求があったときには理事会を招集しなければならない。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールによって、少なくとも開催日の5日前までに通知を発送しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が出席できないときは、理事長が指名する理事を議長とし、指名する者がいないときは出席理事において互選した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項

とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

- 2 理事会の議決については、全理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会の審議及び議決について、特別の利害関係を有する理事は、その審議及び議決に加わることができない。審議及び議決の内容が、特定の事業者等の不当な事業活動に対する差止請求関係業務その他一定の行動を決議するものである場合は、当該事業者等の役員及び使用者並びに当該事業者等と取引関係を有している者は、この特別の利害関係を有する理事に当たるものとする。
- 3 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面等により通知し賛否を求めた場合には、書面等による理事総数の過半数を得た賛否をもって理事会の持ち回り議決とする。
- 4 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 5 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その議長及びその会議において選任された議事録署名人2名の署名押印又は記名捺印がなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) 消費者契約法第28条第5項に定められた積立金

(7) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経理においては、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分しなければならない。

(1) 差止請求関係業務

(2) 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

(3) 前2号に掲げる業務以外の業務

3 第39条第6号に定める積立金は、差止請求関係業務に要する費用に充てる。

4 この法人が、差止請求関係業務を廃止し、又は消費者契約法に基づく適格消費者団体としての認定を受けた後に、その認定が失効（差止請求関係業務の廃止によるものを除く。）若しくは取消しにより差止請求関係業務が終了した場合において、第39条第6号に定める積立金に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体（消費者契約法に基づいて差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体）があるときは当該適格消費者団体に、これがないときは同法第13条第3項第2号に掲げる要件に適合する消費者団体であって内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させるものとする。

5 前項の帰属先については、理事会において決定するものとする。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は変更した内容について、総会に報告をしなければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までは前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要により事務局長及び所要の職員を置く。

3 理事は、事務局長又は職員を兼務することができる。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第50条 事務局は、主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写し並びに法第28条において備付けが定められた書類を備え置かなければならない。

(閲覧)

第51条 会員及び利害関係人から前条の備付けの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項にかかるものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けなければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の賛成を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の処分等)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て選定する。

2 第39条第6号に定める積立金のうち、この法人が解散したときに残存するものは、他の適格消費者団体（他に適格消費者団体がないときは、法第11条第3項に掲げるもののうち内閣総理大臣が指定する消費者団体（一般法人を除く））、又は国に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て選定する。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(細則)

第57条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

<略>